

4 指定給水装置工事事業者制度

4 指定給水装置工事事業者制度

4-1 指定給水装置工事事業者

基本事項

- 1) 指定給水装置工事事業者制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることのできる制度である。（法第16条の2第1項）
- 2) 指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとした。
- 3) 水道事業者による指定の基準を法で全国一律に定めている。

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。給水装置の構造・材質が不適切であれば、需要者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなるし、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。

そのため、給水装置工事の技術力を確保することは非常に重要である。

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年（1996年）の水道法改正によって新たに設けられた制度であるが、これは、それまで水道事業者（市町村等）が給水条例等に基づいて設けて運用してきた指定工事店制度を規制緩和の目的で見直し、水道法に新たに位置付けたものである。

令和元年10月からは、工事を適切に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入された。

なお、本市においては、旧門司市で明治44年に一部給水を開始して以来、昭和初期頃までは配水管への給水装置の取り付けは、管理者施行を原則としてきたが、その後の時代要請により指定事業者の施行範囲を逐次拡大し今日に至っている。

4-1-1 水道事業者と指定給水装置工事事業者の関係

水道事業者と指定事業者の関係については、図4-1に示す。

水道事業者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている一方、指定業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。

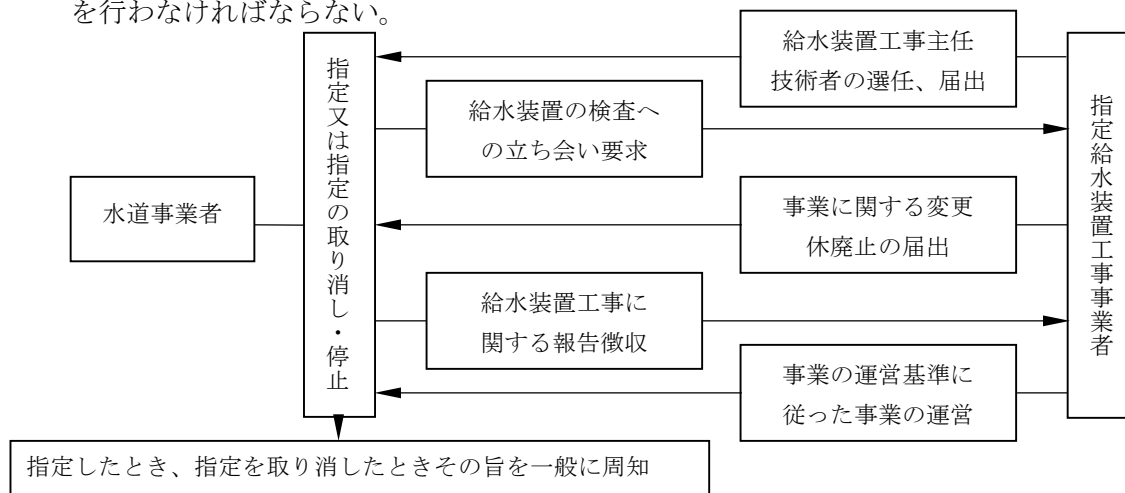


図4-1 指定給水装置工事事業者制度の概要

4－2 事業運営の基準

基本事項

事業の基準（法第25条の8）

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

事業の運営の基準（施行規則36条）

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

1. 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
3. 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
5. 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
6. 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

4-2-1 事業運営の基準の性格

事業運営の基準は、指定業者が最低限遵守すべき事業の運営に関する事項を定めたものであり、いわば指定の条件という性格を有する。これは、指定事業者が施行する給水装置が給水装置の構造及び材質に関する基準に適合することを確実に担保するため、指定を受けた後の工事実施の職務体制、基準に適合しない資材の使用の禁止等の適正な施工義務、工事に関する記録及びその保存その他の事項について維持すべき一定の水準を定めたものである。具体的な基準の内容は施行規則第36条に規定されている。

なお、事業の運営の基準に従った適正な事業の運営ができないと認められるときは、法第25条の11の規定により給水装置工事事業者の指定の取消しを受けることがある。

4-2-2 事業運営の基準の内容

1 工事ごとの主任技術者の指名（施行規則36条第1項第1号）

個々の給水装置工事ごとに技術上の統括者としての職務を行う者を明らかにし、工事の責任体制を明確化したものである。なお、この指名は、職務の遂行に支障を生じない範囲で、複数工事に1名の者を指名したり、1つの工事で工程ごとや職務ごとに複数の者を指名することができる。指名を受けた主任技術者は、法第25条の4の規定により、その職務を誠実に遂行することが求められていることから、当該者が誠実に職務を遂行しなかったがために給水装置工事に不適正な施行があったときは、免状の返納命令を受けることがある（法第25条の5第3項）。

2 配水管の分岐部から水道メーターまでの工事（同第2号）

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合には、当該工事が水道施設に給水装置を接続する工事であること、通常、道路下に埋設されることとなる部分の工事であること等から、適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事又は監督させることとしたものである。

なお、適切に作業を行うことができる技能を有する者とは、配水管への分水栓の取付、配水管のせん孔、給水管の接合等の一連の配水管から給水管を分岐する工事の作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形等の異常を生じさせることのないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、かつ正確に作業を実施することができる者をいう。

具体的には、次の者をいう。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者

なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水管の接

合等の経験を有している必要がある。

3 前記2の工事を施行するときの水道事業者の承認等（同第3号）

配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を実施する場合には、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期等の工事上の条件に適合するよう施行しなければならない。これは、配水管の管種等に応じた工法の指定、震災等の災害防止や漏水時、災害時等の緊急工事の円滑化、効率化の観点からの工事材料及び工法の指定、断水防止等の観点からの工期の指定、水道事業者の職員の立ち会いの下での工事の施工等の条件をいうものである。これらの工事上の条件は、水道施設の機能の保全、配水管の分岐部から水道メーターまでの給水装置に関し防災や緊急工事の円滑な実施等のために必要となる合理的なものに限られる。

4 研修の機会の確保（同第4号）

施工技術の進展等に対応するため、指定事業者は、主任技術者その他の工事従事者に対して、外部機関による研修や事業内訓練等の自社内研修の機会を確保するよう努力しなければならない。

5 給水装置の構造及び材質の基準に適合する施工（同第5号）

指定事業者が施行する給水装置が給水装置の構造及び材質の基準に適合したものとなるよう、基準に適合した材料の使用並びに基準に適合する給水装置の組立て及びこれに必要な機械器具の使用を求めるものである。

6 工事に関する記録及び保管（同第6号）

法第25条の9及び25条の10の規定により、指定事業者は、水道事業者の給水装置の検査への主任技術者の立ち会いや給水装置工事に関する報告を求められることとなるため、工事に関して記録すべき事項及びその保存期間を定めている。

4－3 指定の基準

基本事項

指定の基準（法第25条の3）

1. 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
 - （1）事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - （2）厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - （3）次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
2. 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

厚生労働省令で定める機械器具（施行規則20条）

法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

1. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
2. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
3. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
4. 水圧テストポンプ

4－3－1 指定の基準

指定の基準は、参入制限とならない客観的かつ合理的なものとして、技術力と信頼性を要件とし、事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者（給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから選任）をおくこと、一定の機械器具を有すること、一定の欠格要件に該当しないことを定めている。

なお、法第25条の3第1項第1号でいう事業所とは、調査から工事検査に至る一連の給水装置工事の事業の拠点となる場所をいい、当該場所には給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者となる者をおくこととしている。

4－3－2 機械器具

給水装置工事に特有の機械器具で必要最小限のものを指定の基準となる機械器具として定めたものである。給水装置工事の作業が、主に切断、加工、接合からなり、また適切な接合が行われ水圧によって漏水が生じないことを検査することが必要となるため、施行規則第20条の4種類を定めている。

4－3－3 欠格要件

指定の欠格要件として法第25条の3第1項第3号イからへまでを定めているが、このうち、**ホ**に規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」というのは、一般には過去において契約（水道に関するものに限らない）の締結や実行に際して不正又は不誠実な行為を繰り返したことがあって、将来もそのようなことを繰り返す蓋然性が高い者が想定されるが、欠格要件に該当するか否かについては個別具体的に判断される。

また、**ニ**の規定により、給水装置工事事業者の指定の取消しを受けた者は、2年間は新たな指定を受けることができないこととなる。

なお、法人の場合には役員に関してもこの欠格要件が適用される。

4-4 指定の申請

基本事項

指定の申請（法第25条の2）

1. 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
2. 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
 - (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - (4) その他厚生労働省令で定める事項

指定の申請（施行規則18条）

1. 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。
2. 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
3. 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。（水道法第19条）
 - (1) 法人にあっては、役員の氏名
 - (2) 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という）の交付番号

4-4-1 指定の申請手続き

(1) 指定は給水装置工事事業者の申請によって行うこととし、申請に必要な書類の記載事項について法第25条の2に定め、申請書の様式及び添付書類について施行規則第18条に定めている。同条では、申請手続きの合理化を図る観点から、申請書等の様式を定め、全国統一化を行っている。

なお、本市では申請の受付は、随時行っているが、基本的に指定の翌月1日付となる。

(2) 指定給水装置工事事業者（臨時）

災害その他非常の場合にあって、宅内配管の復旧を行う指定給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときに、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者(臨時)の指定に係る要綱に基づき指定を行う。申請書の様式は、ホームページに掲載する。

4-4-2 指定の申請書の記載事項

申請書の記載事項の範囲は、法第25条の3の給水装置工事事業者の指定の基準に適合しているか否かを判断する上で必要となるものを定めている。

4-5 変更の届出等

基本事項

変更の届出等（法第25条の7）

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

変更の届出（施行規則34条）

1. 法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 法人にあっては、役員の氏名
 - (3) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
2. 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
 - (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

廃止等の届出（施行規則35条）

1. 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第11による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

4-5-1 変更の届出

事業所の名称及び所在地、氏名又は名称及び住所等、法人の場合の役員の氏名、選任している主任技術者の氏名、免状交付番号について、変更があった場合には、施行規則第34条に定める様式に添付書類を添えて、変更のあった日から30日以内に水道事業者に届出なければならない。なお、主任技術者を交替する時は、法第25条の4の規定による選任解任届出を行う。

4-5-2 休廃止等の届出

給水装置工事業を休止又は廃止したとき、事業を再開したときも同様に一定期間内に

届出を行わなければならない。なお、これらの届出を行わず、又は虚偽の届出を行った場合には、法第25条の11の規定により給水装置工事事業者の指定の取消しを受けることがある。

4-6 指定の更新

基本事項

指定の更新（法第25条の3の2）

- (1) 第16条の2第1項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- (3) 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (4) 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

4-6-1 指定の更新手続き

指定更新は法第25条の2及び法第25条の3を準用し、指定の申請・基準と同様の要件とする。

申請書類の様式及び添付書類については、新規指定と同様に施行規則第18条に定めている。

4-6-2 指定更新時の確認事項

指定更新申請時に事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認する。

4－7 給水装置工事主任技術者の選任

基本事項

給水装置工事主任技術者（法第25条の4）

1. 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
2. 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

給水装置工事主任技術者の選任（施行規則第21条）

1. 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
2. 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
3. 指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

4－7－1 給水装置工事主任技術者の選任

法第16条の2に基づく水道事業者の指定を受けた給水装置工事事業者（指定事業者）は、事業活動の本拠たる事業所ごとに給水装置工事の技術上の統括者となる給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。当然ながら選任は、給水装置工事主任技術者試験に合格し、給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という）の交付を受けている者のうちから行わなければならない。

なお、指定事業者の指定を受けてから速やかにその選任を行わせる必要があることから、選任の期限を、指定を受けた日から2週間以内と定めている。選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければならない。

また、事業所を本拠として、調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程全体が進行するというのが一般的な事業活動の形態であることから、主任技術者の選任は、原則として事業所ごとに専任とするが、こうした事業において行われることが想定される計画と施工部門の分離等多様な事業形態を妨げることは合理的ではないことから、主任技術者の職務を行うに当たって特に支障がないときは専任でなくともよいこととしている。

本条の規定に違反して、適法な主任技術者の選任を行わなかった場合には、法第25条の11の規定により給水装置工事事業者の指定の取消しを受けることがある。

4－7－2 給水装置工事主任技術者の選任等の届出

主任技術者の選任又は解任の届出を水道事業者により一定の様式により行わなければならないとしたものである。指定事業者は、主任技術者の選任を行い、その届出を水道事業者に行うことによって、選任に係る手続きを完了することとなる。この届出を行わなかった場合にも、法第25条の11の規定により給水装置工事事業者の指定の取消しを受けることがある。

4－8 指定の取消し

基本事項

指定の取消し（法第25条の11）

1. 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。
 - (1) 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
 - (2) 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - (3) 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (5) 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - (6) 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - (8) 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。
2. 法第25条の3第2項の規定（厚生労働省令で定める機械器具を有する）は、前項の場合に準用する。

4－8－1 指定の取消要件

給水装置工事事業者の指定制度は、給水装置工事事業者が指定の基準や事業運営の基準に適合していることを前提として、給水装置の構造及び材質の基準に適合した適切な給水装置工事の実施を確保しようとするものであり、指定の基準等に適合していない場合には指定を取消することができる。具体的な指定の取消要件は次のとおりである。

- (1) 指定の基準に適合しなくなったとき（法第25条の11第1項1号）
- (2) 主任技術者の選任及び届出義務違反（同第2号）

指定制度の技術力確保の根幹となる主任技術者に関してその選任及び届出が適正に行われていないとき。

(3) 事業の変更等の届出義務違反（同第3号）

指定事業者の監督のために必要な届出がなされていないとき。

(4) 事業運営の基準違反（同第4号）

事業運営の基準に従った給水装置工事に関する事業の運営ができないと認められるとき。

(5) 主任技術者の立ち会い応諾義務の違反（同第5号）

水道事業者が水道の適正を確保するために行う給水装置の検査に協力することは、給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置工事を施行できる者として指定を受けた指定事業者の一般的な義務であるから、正当な理由なくこれに応じないとき。

(6) 報告等の応諾義務違反（同第6号）

指定事業者の監督又は給水装置の適正の確保に必要な給水装置工事に関する報告がなされていないとき。

(7) 水道施設への機能障害（同第7号）

「水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者」に罰則の適用がある。（法第51条）。飲用に供する水を安定的に常時供給することは公益上の必要性が高く、不適切な給水装置工事によりこうした公益が損なわれたとき。なお、「給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え」とは、具体的には、不適正な分岐工事によって、配水管の破損はもとより、水道施設本来の能力に支障を及ぼしたり、給水装置から汚染された水が逆流すること等がこれに該当すると考えられている。

(8) 不正の手段により指定を受けた場合（同第8号）

指定の取消しは、水道事業者の裁量に委ねられているが、その判断基準は、公平に運用する必要がある。

なお、水道事業者は、法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する指定事業者について、情状酌量により、法第16条の2第1項の指定を取消すことを留保して行う措置（指定事業者としての業務を一時停止することの指導等）について、その判断基準、手続き等を明確にするための規則を設けても差し支えない。

ただし、法第25条の11の各号に定める事項以外の事項を独自に定めて指定の停止等の新たな規制を行うことはできない。また、指定の停止期間は、法第25条の3第1項第3号ニの規定から、2年を超えることはできない。

4－9 指定の停止

基本事項

指定の停止（上下水道局指定給水装置工事事業者規程第3条）

指定工事業者が法第25条の11第1項各号に該当する場合において、当該指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しを留保して、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

告 示（同第4条）

管理者は、次に掲げる事項に該当するときは、その旨を告示するものとする。

- （1）法第25条の7の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があつたとき。
- （2）前条の規定により、指定工事業者の指定を停止したとき。

本市では、法25条の11各号のいずれかに該当する指定事業者について情状酌量により指定を取消すことを留保して措置することを規定により定めている。

なお、指定事業者の違反行為に関する処分基準を表4－1に示す。

表 4－1 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分基準

水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 25 条の 11 第 1 項及び北九州市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道事業者管理規程第 7 号。以下「規程」という。）第 3 条に該当する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について、次の区分に従い処分を行なう。

1. 指定の取消し

指定の要件を欠くに至ったとき、又は違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。

2. 指定の効力の停止（停止 6 箇月以内）

違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを保留する情状酌量すべき特段の事由があるとき。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
要指定件違反	第 25 条の 11 第 1 項第 1 項	第 25 条の 3 第 1 項第 1 号 第 1 項第 2 号 第 1 項第 3 号イ 第 1 項第 3 号ロ 第 1 項第 3 号ハ 第 1 項第 3 号ニ 第 1 項第 3 号ホ	施行規程第 11 条 施行規程第 12 条 1. 事業所ごとに給水装置工事事主任技術者を置かないとき。 2. 国交省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 3. 心身の故障により給水装置工事事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 5. 水道法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。 6. 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。 7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤警告に従わないとき。 ⑥その他の違反行為	取消し 取消し 取消し 取消し 取消し 取消し 停止 1～6 月 停止 1～6 月 停止 1～3 月 停止 3～6 月 停止 1～3 月 停止 1～6 月	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○国交省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に對し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。 ○一律に指定を取消す。 ○他法秩序違反の常習者や水道法違反の未遂であり、様々なケースがあり得る。 違反行為の程度によって処分の内容は異なるが、再犯の場合は、指定を取消す。
給水装置工事事主任技術者選任等義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項及び第 2 項	施行規程第 11 条 1. 給水装置工事事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2. 給水装置工事事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	取消し 取消し	○選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
届出義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	第 25 条の 7	施行規程第 11 条 施行規程第 12 条 1. 事業者の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき。 2. 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取消し 取消し	○変更届を速やかに提出するように指導する。 この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行なった場合は指定を取消す。 ○廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。 この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行なった場合は指定を取消す。
事業の運営基準違反	第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	第 25 条の 8	施行規程第 11 条 施行規程第 12 条 第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 5 号イ 第 5 号ロ 第 6 号	停止 1 月 停止 1 月 停止 3～6 月 停止 3～6 月 停止 1～3 月 停止 1～3 月	○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は、記入させるため基本的には起こり得ない。 ○工事申込みの際の設計書に記入した配管技能者と施工時の技能者は一致しない場合がある。 技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。 ○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。 （水道法施工令第 6 条を除く。） 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、処分期間を決定する。 この指示に従わない場合は、指定を取消す。 ○適正な機械器具を備え付けるよう指導し、処分期間を決定する。 ○記録の作成、保存を指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
工事施行に関する義務違反	第 25 条の 11 第 1 項第 5 号 第 6 号 第 7 号	第 25 条の 9 第 25 条の 10	1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	停止 1～3 月 停止 1～3 月 停止 3～6 月	○当該業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○当該業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。 ○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、処分期間を定める。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
不正申請	第 25 条の 11 第 1 項第 8 号		1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	取消し	○事実が判明した場合、すみやかに指定を取消す。

4－10 指定証の取扱い

基本事項

指定工事業者証の交付等（上下水道局指定給水装置工事事業者規程第2条）

1. 管理者は、法第16条の2第1項の指定をしたときは、速やかに当該指定工事業者に北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。様式）を交付する。
2. 指定工事業者証は、事業所内の見やすい箇所に掲げるものとする。
3. 指定工事業者証は、給水装置工事の事業の廃止を届け出たとき、又は法第25条の11第1項の規定により指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を速やかに管理者に返納するものとする。
4. 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付の申請をすることができる。

指定工事業者証を交付された後は、事業所内の見やすい箇所に掲示すること。

なお、事業の廃止、指定の取消し、紛失した場合は速やかに管理者に指定工事業者証を、返納するなどの措置をしなければならない。

4－11 給水装置工事主任技術者の役割と職務

基本事項

給水装置工事主任技術者（法第25条の4）

1. 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - （1）給水装置工事に関する技術上の管理
 - （2）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - （3）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - （4）その他厚生労働省令で定める職務
2. 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

給水装置工事主任技術者の職務（施行規則第23条）

1. 法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。
 - （1）配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - （2）第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

4-1-1-1 給水装置工事主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、人の健康や安全に直結した水道水を供給すると云う給水装置工事の基本認識にたつて、工事の適正確保を図るため、技術力の要として、構造・材質基準や給水装置工事技術等の専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (2) 主任技術者の知識、及び技能としては、給水装置工事全般に亘ることはもとより、供給規程に基づき、工事内容の審査等の手続きを確実に実施するとともに、新技術、新材料に関する知識の修得等、多岐にわたる。
- (3) 給水装置工事の施行に当たっては、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理等を十分に行わなければならない、事前の現場調査から竣工検査に至るまでの技術的な管理について、主任技術者が果たすべき役割は重要である。

4-1-1-2 給水装置工事主任技術者の職務

主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う者である。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等。

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督。

(3) 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認

給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定、給水装置システムの計画及び施工（例えば、逆流防止器具の設置）、工程毎の検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保。

(4) 工事に関する水道事業者との連絡調整

水道事業者の給水区域において施工する給水装置工事に関して、当該水道事業者との連絡調整を行うことも主任技術者の職務とされている。具体的な例示を次に示す。

- ・ 配水管から給水管を分岐する場合には配水管の布設位置の確認が必要となることから、これに関する連絡調整を行うこと。
- ・ 配水管から給水管を分岐する工事及び分岐部から水道メーターまでの工事を行う場合には、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう施行しなくてはならないことから、これに関する連絡調整を行うこと。
- ・ 給水装置工事（単独水栓の交換等の軽微な変更を除く）を完了した旨の連絡を行うこと。

4-1-1-3 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において工事の作業を行う又は監督する従事者をはじめとして給水装置工事に従事する者は、法第25条の4第4項により、「給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。
- (2) 主任技術者が職責を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実効性を持たせることが不可欠である。
- (3) 主任技術者は、所属する指定事業者の技術者や技能者の技術力向上を図るため、給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修等の場を設ける努力をすること。

4-1-2 申請（更新）・届出に関する手続き

基本事項

申請（更新）及び届出に関する手続きを要約したものを再度掲載する。

4-1-2-1 受付場所等

申請・届出の種類	手数料	受付場所
指定の申請又は更新	10,000円	配水管理課 給水係
廃止・休止及び再開の届	—	
指定事項変更の届	—	
技術者の選任・解任の届	—	
指定業者証・再交付申請	—	

4-1-2-2 申請（更新）手続き

指定（更新）を受けようとする者は、次の書類等を提出する。

- ① 指定給水装置工事事業者申請書（施行規則様式第1）
- ② 誓約書（施行規則様式第2）
- ③ 機械器具調書（別表）
- ④ 法人の場合……定款の写し又は寄附行為及び登記簿謄本(全部事項証明書でも可)
個人の場合……住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可）又は外国人登録証書の写し
- ⑤ 指定更新時確認書（更新時）（別紙1）

4-12-3 指定事項変更届

指定事業者は、事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（水道法施行規則様式第10）に次表の書類を添えて提出する。

【添付書類】

（表中○印が添付書類として必要）

届出の種類			定款（財団法人の場合は寄附行為）の写し	登記簿の謄本	住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	誓約書	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○			謄本（記載事項証明書）、住民票の写し等は発行日から3ヶ月以内のもの 定款は直近のもの
		個人			○		
	住 所	法人	○	○			
		個人			○		
	代表者	法人	○	○		○	
	役 員	法人		○		○	
	事業所の名称又は所在地	法人					支店の移転等本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの
		個人					

- ◇ 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更をいう。
- ◇ 法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）はできない。この場合は「廃止」→「新規」の手続きとなる。

4-12-4 事業の廃止、休止又は再開の届出

給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書（水道法施行規則様式第11）を提出する。
再開

- ① 廃止、休止 ……当該廃止又は休止の日から30日以内に提出
- ② 再開 ……当該再開の日から10日以内に提出

4－12－5 選任・解任の届出

主任技術者の選任・解任は、給水装置工事主任技術者選任・解任届（水道法施行規則様式第3）を提出する。

- ① 指定を受けた場合 ……指定を受けた日から2週間以内に選任
- ② 主任技術者が欠けたとき ……当該事由が発生した日から2週間以内に選任